

# 障がい者福祉だより



■今月は障がい者相談員についてご紹介します。

## 障がい者相談員とは・・・

障がいのある方やその家族から相談を受けるため、本町から委託された者です。助言や指導を行い、障がいのある方の地域での活動を支援します。障がいについてお悩みの方はお気軽にご相談ください。

### ☆身体障がい者相談員

|      |        |                  |
|------|--------|------------------|
| 矢部地区 | 高松 東二郎 | TEL：0967-75-0250 |
| 清和地区 | 細島 カズ子 | TEL：0967-82-3321 |
| 蘇陽地区 | 林 みち子  | TEL：0967-85-0406 |

### 身体障がい者相談員とは・・・

身体障がい者の福祉の増進を図るべく、身体障がい者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う者です。

具体的には身体障がい者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、役場・福祉事務所などとのパイプ役になったり、障がい者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりします。

また、身体障がい者に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組みます。

### ☆知的障がい者相談員

|      |                   |
|------|-------------------|
| 吉川 勲 | TEL：090-8351-3936 |
|------|-------------------|

### 知的障がい者相談員とは・・・

知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言および知的障がい者の更生のための必要な援助を行う者です。

具体的には、知的障がい者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障がい者に対する福祉行政の改善や拡充に努めたりします。

## 補装具について

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活を過ごしやすくするために必要な用具のことです。

補装具の購入や修理費の支給を受けるためには、支給申請をする必要があり、支給決定後、補装具制作（販売）業者が補装具を制作します。

原則として、購入（修理）費の1割を利用者が負担することとなります。ただし、世帯の所得に応じて一定の負担上限月額が設定されます。  
※介護保険に該当される方は、介護保険の貸与制度が優先となるため、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえの補装具の給付を受けられない場合があります。

### 申請に必要なもの

- 補装具費（購入・修理）支給申請書（役場窓口にあります。）
- 処方箋（補装具の種類によっては必要ない場合があります。）
- 見積書  印鑑

| 障がい種別               | 補装具の種類（例）                                |
|---------------------|------------------------------------------|
| 視覚障がい               | 視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡                         |
| 聴覚障がい               | 補聴器                                      |
| 肢体不自由               | 義肢（義手・義足）、装具、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装具、車椅子、電動車椅子 |
| 心臓機能（1級）            | 電動車椅子                                    |
| 呼吸器機能（1級）           | 電動車椅子                                    |
| 肢体不自由及び音声または言語機能障がい | 重度障がい者用意思伝達装置                            |
| 障がい児のみ              | 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具                 |

問合せ及び申請先 山都町役場 福祉課 ☎ 72-1229  
清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112 蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

# 保健だより

## 令和2年度 高齢者肺炎球菌予防接種についてのお知らせ

### 肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、だ液などを通じて飛まつ感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎はわが国の死因の第5位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられています。

### 定期接種の対象者

山都町に住所を有する方で、①又は②に該当する希望者が対象となります。

※ただし、過去に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）の接種を受けたことがある方は対象となりませんのでご注意ください。

#### ① 2020年度に次の年齢になる方

| 年齢   | 対象生年月日                  |
|------|-------------------------|
| 65歳  | 昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生の方 |
| 70歳  | 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の方 |
| 75歳  | 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の方 |
| 80歳  | 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の方 |
| 85歳  | 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の方 |
| 90歳  | 昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生の方   |
| 95歳  | 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生の方 |
| 100歳 | 大正9年4月2日生～大正10年4月1日生の方  |

②現在60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

### ※経過措置

平成26年10月から開始された肺炎球菌予防接種は、原則65歳の方が対象です。ただし、平成26年時点ですでに65歳を超えていた方は、平成30年度までの5年間で接種ができるように経過措置が設けられていました。しかし、国の方針により平成31年4月1日から5年間、この期間が延長されることになりました。

▷接種期間 令和3年3月31日

### ▷接種方法

健康ほけん課又は各支所健康福祉係で予診票を受け取った後、医療機関に予約の上、接種を受けてください。

### ▷接種医療機関

坂本クリニック・瀬戸病院・高田整形外科クリニック・野田医院・伴病院・矢部広域病院  
山口医院・そよう病院 ※町外にかかりつけ医がある方は、お問合せください。

▷接種費用 4,095円

問合せ先 健康ほけん課健康づくり係 ☎ 72-1295